

第1回 基準検討ワーキンググループ（議事概要）

日時 平成27年6月5日（金） 午後1時30分～午後3時00分

場所 神戸市役所1号館 8階大会議室

出席者 明石委員、大浦委員、中委員、村山委員、吉岡委員、吉田委員（50音順、敬省略）

I 開 会

II 定足数の確認 会議は有効に成立

III 介護予防担当課長あいさつ

IV 座長の選任 明石委員に決定

V 議 事

【説明事項】

①ワーキンググループの概要

（事務局より【資料4】に基づき説明）

②介護予防・日常生活支援総合事業の概要

（事務局より【資料5】に基づき説明）

③神戸市の状況・他自治体の実施例・検討例

（事務局より【資料6】【資料7】【資料8】に基づき説明）

VI 質疑応答（主なご意見）

●委員

国において総合事業の総枠が決められているが、給付費や要介護者数の今後の伸びについて予測はたてられているのか。

●事務局

第6期計画上で予測はたてている。この場では、要支援の方の訪問介護と通所介護のサービスをどのように移行するのが、市民にとって一番良いかをご議論いただきたい。

●委員

どんな形でお役に立てるか考えているところ。最終的には経営が成り立つかが関心事。また、民間事業者は、ハコ、人、モノを抱えている資源だと認識しており、これをどう有効活用するか。地域の支え合いの仕組みをどう作るかが大事だと思う。

●委員

関係者間の意識共有が今後、より重要になると考えている。地域のサービスや助け合い活動を受けられない方が、介護保険サービスを受ける、という流れが良いのではないかとと思う。

●委員

生協の助け合い活動のような住民参加型の家事援助活動は、訪問型サービス B などの提

供主体としても想定されるが、現実的には制度外の仕組みとして期待されることになると思う。

ただ、人材教育や受講の機会等を提供して担い手を増やし、地域にある多様な自主自発のボランティアな活動を側面から継続的に支援することで、多様なサービスの奥行きと幅につながると思う。そうするなら、地域活動、住民主体活動も継続・貢献できると思う。

●委員

社会福祉法人の役割として、地域活動、在宅支援を何らかの形で考えていかないといけない。社会の谷間で制度から外れている人をいかに救うかが大事と考えている。

●座長

考え方として、従来型での支援を受けざるを得ない人がいる。それ以外の人新しい総合事業でサービスを受けていくようになるのか。

●事務局

スライド 10,11 をご覧いただきたい。国のガイドラインによると、現行のサービスを既に利用していて、サービスの継続が必要な人はそのまま、「現行相当」に移行することが基本。中には、必要でない人がいる。その場合は「緩和した基準」でのサービスを受ける。また、平成 29 年 4 月から新規の申請またはチェックリストでサービスを受ける人は、基本的には「緩和した基準」でのサービスを受けることになる。だが、一定の位置付けの人は「現行相当」のサービスを受けることができる。

ということは、現在サービスを提供していただいている指定介護事業所の協力が必要になる。まず、「現行相当」は必ず確保する必要があると考える。

●座長

市内各区のニーズを受けだけの社会資源（NPO、企業等）があるのかないのかの把握が必要。

●事務局

村山委員の「東灘地域助け合いネットワーク」が所属されている「ひょうごん福祉ネット」という NPO グループにより、NPO 等の実態調査をしていただいている。次回、その資料をご覧いただき、議論の参考にしてほしい。

●座長

需要見込み、事業者の受け皿、各区毎の社会資源がどれだけあって、ニーズを吸収できるのか、大きな見込みが必要かもしれない。

●委員

「現行相当」と「緩和した基準」の A は数的には足りる気はするが、最後は報酬見合いに影響される。

●事務局

このワーキンググループでは、報酬額や負担額を決めてもらうことはしない。決めるのは市が責任を持って決めないといけない。ここでの議論を踏まえたうえで、市側から案

を提示する形になる。最終的には、企画・調査部会、専門分科会を経て決定していくことになる。

基準や単価等を決めていくに当たり、例えば、人員基準を緩和したら、どれだけコストが軽減されるのか、資格要件を問わないとしたときに、雇用が確保できるものなのかなど、お聞かせいただけたらと思う。この部分の経費がかからないので、これだけ緩和する。という合理的な説明が必要。

●委員

例えば、書類作成が大変。その分、現場に手をかけることができれば、残業代等を減らせると思う。こちら現場の状況をお伝えしていきたい。アンケートもとっているので必要な内容を提供できれば。

他にも、人員基準については、要支援者を相当数抱えている事業所にとっては、現在の一律の基準ほどの人員数は不要かもしれない。緩和できる部分はあると思う。

●委員

ケアマネジメントの在りようについて、どうなっていくかある程度分からないと基準を考える時に考えにくい。

●事務局

近々、ケアマネジメントの関するワーキンググループを実施し、ご意見をいただく予定。

VII 閉 会